

## 議員提出第2号議案

### 島根県議会委員会条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

島根県部設置条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

島根かみあり国スポ・全スポ局が設置されることに伴い、当該島根かみあり国スポ・全スポ局の所管に関する事項を環境厚生委員会の所管とすること。

#### 3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。